

障害福祉分野における新型コロナウイルス感染症への対応について

基本的な考え方

- 障害児者やその家族の日常生活を支えるため、障害者総合支援法等に基づき、様々なサービス（入所サービス、通所サービス、訪問サービス等）を提供している。新型コロナウイルス感染症が拡大し、緊急事態宣言が発せられる状況下でも、できる限りサービスを継続する。

主な取組

(1) 施設・事業所における感染防止の徹底等

○感染防止のための留意点の周知、かかり増し費用の補助

感染拡大防止に係る取組や感染者が発生した場合等における具体的な留意点について、サービス類型ごとに周知。また、サービス提供を継続する観点から、職員の確保に関する費用や衛生用品の費用などのかかり増し経費を補助。

○マスク、消毒用エタノール、防護具等の優先供給

布製マスクを国が一括購入し配布。消毒用エタノールについては、優先供給の仕組みを構築。また、防護具については、国が一括購入し、都道府県等に備蓄用として配布し、感染が発生した施設等に対して速やかに放出できる仕組みを設けている。（6月末から7月上旬頃に国から都道府県等に配布見込み）

○障害者支援施設内で療養する場合の対応の周知

障害特性を踏まえ、障害者支援施設内で軽症者等が療養することも考えられることから、具体的な対応について周知。また、入院や宿泊療養に際してコミュニケーション支援が必要な者への支援を緊急包括支援交付金に新設。

○慰労金の支給

利用者と接しながらサービス継続のために業務に従事している方々に対して慰労金を支給。

(2) 通所サービスに替わる代替サービスの提供等

○居宅への訪問や電話等によるコミュニケーションの継続について通常サービスと同額のサービス報酬の支払い

事業所が電話等により相談支援等を行うことは、家庭の孤立化防止等として重要。そのため、居宅への訪問、電話等でできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常と同額の報酬算定を可能としている。

○人員配置基準等の弾力運用

一時的に人員や運営の基準を満たすことができない場合にも報酬を減額しない取扱いを可能としている。

(3) サービスの再開支援

障害福祉サービス事業所等が、サービスの利用を控えている方の利用再開支援のために、アセスメント等を実施。また、生産活動が停滞し減収となっている就労継続支援事業所に対し、その再起に向けて必要な費用等を支援。

障害福祉サービス等報酬における対応

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い①

- 障害福祉サービスについては、新型コロナウイルス感染症が発生している状況下にあっても、継続的に提供されることが重要である。このため、障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについて、柔軟な取扱いを可能とし、サービスの継続を支援している。

1. 基本的な考え

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合でも、報酬の減額を行わないことが可能（体制に係る加算の要件が欠如した場合についても、同様の考え方により継続算定が可能）
- 休業等により利用者が通常のサービスを受けられない場合、利用児が感染をおそれて通所しない場合などにおいて、代替施設でのサービス提供や居宅への訪問、電話等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常と同額の報酬算定が可能
- 各種加算のうち、面談や会議の開催等が要件であるものについて、電話、メール、テレビ会議等の活用などにより算定可能

2. 各サービスについて

- 各サービスの特性を踏まえつつ、基準、報酬等について弾力化等を行っている。

(1) 訪問系サービス

- 居宅介護、同行援護及び行動援護について、感染リスクを下げるため訪問時間を短くする工夫を行った結果、サービス提供時間が20分未満となった場合であっても「30分未満」の報酬を算定可能
- 上記と同様の場合、重度訪問介護については、1事業者における1日の利用が3時間未満であっても報酬請求が可能であり、サービス提供時間が40分未満となった場合であっても「1時間未満」の報酬を算定可能
- 新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に人員基準上の必要な資格を持った人員が確保できない場合、当該資格のない者であっても、他の事業所等で障害者等へのサービス提供に従事した事がある者（ボランティア等で一定の介護経験のある者を含む。）であり、サービス提供に支障がないと市町村が認める者であれば、当該支援に従事可能
- 居宅介護の30分未満の家事援助について、外出自粛要請等の影響で、家事援助に時間を要して30分を大きく超えた場合、利用者の同意が得られ、相談支援専門員とサービス提供責任者が必要な連携を図った上で、市町村が必要と認めたときは、実際に要した時間の単位数を算定可能
- 居宅介護職員初任者研修等の講義は従前から通信の方法によることも認めていたが、改めて通信の方法も可能であることを示すとともに、一定の条件を満たす場合には演習についても通信の方法によることが可能
- 同行援護等について、感染拡大防止の必要性に鑑み、民間の宅配サービス等他の手段で代替できない場合は、ヘルパーが単独で買い物代行や薬の受け取りの代行等を行うことを報酬の対象とすることが可能
- 居宅介護等について、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者からの要望内容が多岐に渡るケースの増加等により、概ね2時間以上の間隔がなくサービス提供を行った場合も報酬算定が可能
- 熟練した重度訪問介護従業者の同行支援について、新型コロナウイルス感染症の影響による業務量の増加等により新人の従業者が増えていく場合は、障害支援区分6の重度訪問介護利用者1人につき3人を超える従業者を算定可能

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い②

3. 通所サービスに関する事項

- 送迎加算について、利用者が通所事業所へ通うことを控えているため、一時的に利用者数の要件（1回の送迎につき平均10人以上の利用等）を満たさなくなった場合であっても、加算を算定可能
- 生活介護について、居宅等のできる限りの支援をした場合、利用時間が5時間未満の利用者が全体の5割を超えた場合でも短時間利用減算を適用しない取扱いが可能

4. 就労系サービスに関する事項

<就労継続支援A型について>

- 前年度に代えて前々年度の平均労働時間を基本報酬の算定区分とすること等が可能
- 生産活動収入の減少が見込まれるときには、賃金の支払いに自立支援給付費を充てることが可能
- 都道府県等が認める場合には、経営改善計画策定の猶予が可能
- 暫定支給決定期間内にアセスメントや意向の確認等が十分に実施できない場合においても、できる限り実施した支援の実績等からサービスの継続等を判断すること等が可能 ※ 就労移行支援も同様
- 適切な在宅での支援が可能と市町村が認める場合には、在宅によるサービス利用の要件の一部を適用しないなど柔軟な取扱いが可能
※ 就労継続支援B型、就労移行支援も同様

<就労継続支援B型について>

- 前年度に代えて前々年度の平均月額工賃を基本報酬の算定区分とすること等が可能
- 新型コロナウイルス感染症への対応によりやむを得ない場合、工賃の支払いに自立支援給付費を充てることが可能
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市町村において就労面に係る課題等の把握がなされていれば、就労アセスメントと同等として取り扱って差し支えないこと

<就労移行支援について>

- 年度内に利用期間が終了する者について、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で十分な就労支援の実施や就職活動の継続が困難であった合においては、最大1年間までの範囲内で柔軟に更新することが可能
※ 上記の取扱いは、自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）、自立生活援助又は地域移行支援、地域定着支援についても同様。
なお、地域移行支援は最大6ヶ月の範囲内で柔軟に更新可。

<就労定着支援について>

- 対面での支援を避けることがやむを得ない場合には、利用者の同意を得た上で、電話その他可能な方法により出来る限りの支援を行ったと市町村が認めるときにも、報酬の対象とすることが可能

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い③

5. 施設入所支援に関する事項

- 新型コロナウイルス感染者が発生した場合など、緊急的な対応として他の施設・事業所から職員が派遣されている場合、当該応援職員を夜間看護体制加算や夜勤職員配置体制加算における配置職員とみなして算定が可能

6. 共同生活援助に関する事項

- グループホーム入居者が通所する障害福祉サービス事業所が休業した場合において、グループホームにおいて昼間に支援を行った場合には日中支援加算(Ⅱ)の算定が可能
 - 新型コロナウイルス感染拡大防止のため入居者が自宅に戻った場合においても、自宅への訪問や電話等による必要な支援を継続している場合、基本報酬や関連する加算について算定が可能
 - 新型コロナウイルス感染者が発生した場合など、緊急的な対応として他の施設・事業所から職員が派遣され夜勤や宿直による支援を行う場合、夜間支援等体制加算の算定が可能
- ※ 上記の取扱いは、宿泊型自立訓練も同様

7. 相談系サービス等に関する事項

- 新型コロナウイルス感染症への対応のため、モニタリング実施月でない月に、モニタリングを実施した場合、継続サービス利用支援費として算定が可能
- サービス利用支援におけるアセスメントや継続サービス利用支援における居宅等への訪問について、電話や文書等の照会によって行うことが可能
- 地域移行支援及び自立生活援助については、毎月最低2回の利用者への対面又は訪問による支援が報酬の算定要件となっているが、最低2回以上の電話等による支援を行った場合も報酬の算定が可能

8. 障害児サービスに関する事項

- 学校等が臨時休業をしている場合に、学校休業日の単価の適用が可能（分散登校等の場合も適用可能であるなど、通常より柔軟な適用が可能）
- 放課後等デイサービスについて、居宅への訪問や電話に加え、メールやLINEによるやりとりでも、通常と同額の報酬算定が可能
- 家庭連携加算及び訪問支援特別加算については、電話等による実施が可能
- 報酬算定に当たって事前の届け出が必要な加算（延長支援加算等）について、本来必要な届出を事後的に行うことが可能
- 強度行動障害児支援加算等について、従前から当該加算の算定を行っていた児童に限り、算定要件となる職員が不在のときに算定要件でない職員が行った支援について、その後の記録等を算定要件となる職員が確認し、必要な指示等を行った場合に算定が可能

9. その他の事項

<福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算について>

- 障害福祉サービス等処遇改善計画書の期限までの提出が難しい場合、指定権者に対し、4月15日までに説明することで、4月サービス提供分より算定可能（5月、6月又は7月サービス提供分から算定する場合についても、これに準じて柔軟な取扱いが可能）
- 令和元（平成31）年度の処遇改善加算等における賃金改善の実績報告書について、指定権者の判断により提出期限の延長が可能

第一次補正予算における対応

障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業

令和2年度補正予算：69億円

事業概要

障害者支援施設等について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県等が施設等へ配布する障害児のための小型マスクの卸・販社からの一括購入等、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発に必要な費用を補助する。

事業内容

(1) 衛生用品等の緊急調達

障害福祉サービス事業所等における感染予防に必要な障害児のための小型マスクや消毒液等について、市場における需給逼迫の状況を踏まえ、都道府県等が、障害福祉サービス事業所等へ配布するマスクを卸・販社から一括購入するなど、衛生用品を確保することや居室に簡易陰圧装置及び換気設備を設置する際に必要な費用について補助する。

(2) 衛生環境改善事業

障害福祉サービス事業所等において、感染者が発生した場合等、感染拡大の防止のために必要な消毒の実施に必要な費用について補助する。

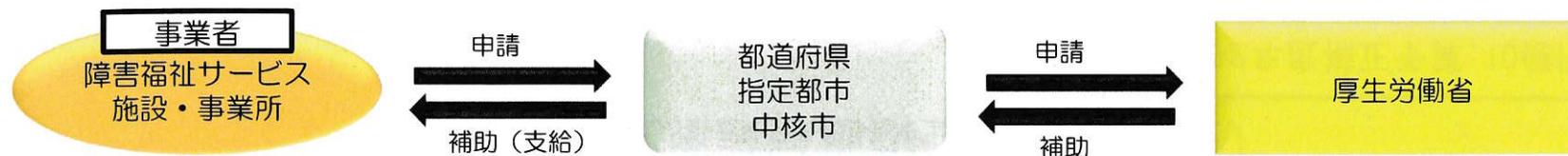
(3) 感染予防等広報・啓発事業

感染症予防等に必要な情報が障害者に行き渡るよう、広報・啓発資材の作成に必要な費用について補助する。

事業スキーム等

○実施主体：都道府県・指定都市・中核市

○補助率：国2/3、都道府県・指定都市・中核市1/3



障害者支援施設等の多床室の個室化に要する改修 (社会福祉施設等施設整備費補助金)

令和2年度補正予算:10億円

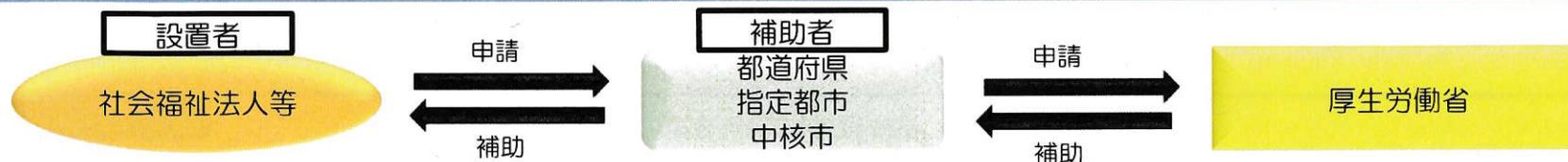
事業概要

障害者支援施設等について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、多床室の個室化に要する改修経費について補助する。

事業内容

感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修経費について補助する。

事業スキーム等



<実施主体、負担割合>

実施主体：都道府県・指定都市・中核市

負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市:1/4、設置者:1/4

社会福祉施設等の介護職員等の確保支援

令和2年度 補正予算:4.1億円

事業目的

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、小学校等の臨時休業や社会福祉施設等で働く介護職員等が新型コロナウイルス感染症に感染等することにより、社会福祉施設等で働く介護職員等の出勤が困難となった場合、職員が不足する社会福祉施設等に他の社会福祉施設等から応援職員を派遣し、社会福祉施設等のサービス提供を継続する。

実施主体

都道府県又は都道府県が適当と認める団体

補助内容・補助率

「災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業の特別対策事業(社会福祉施設等への応援職員派遣支援事業)」として以下を実施することとし、定額補助とする。

①介護職員等の応援派遣の調整

職員が不足する施設と応援派遣の協力が可能な施設間での派遣調整を行う。(派遣調整に係る事務費)

②介護職員等の応援派遣

社会福祉施設等のサービス提供を継続するため、介護職員等の応援職員を職員が不足している社会福祉施設等へ派遣する。(応援職員の旅費、宿泊費用など。人件費部分は介護報酬等に対応)

<事業スキーム>

厚生労働省

補助

都道府県
又は
都道府県が適当と認める団体

応援職員の派遣調整

応援職員の派遣

職員が不足している社会福祉施設等

障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業

令和2年度補正予算:42億円

- 障害福祉サービスは、障害児者やその家族等の生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症によるサービス提供体制に対する影響については、これをできる限り小さくしていくことが重要である。
- このため、障害福祉サービス施設・事業所が、関係者との連携の下、感染機会を減らしつつ、必要なサービスを継続して提供できるよう、通常のサービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して支援を行う。

事業内容

1 障害福祉サービス事業所等におけるかかり増し経費支援

- ① 休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所
- ② 利用者又は職員に感染者が発生した障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等、相談支援事業所
- ③ 濃厚接触者に対応した短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所、障害者支援施設等

- ・事業所、施設等の消毒・清掃費用
- ・マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用
- ・事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等

※①から③に該当する通所系サービス事業所、短期入所事業所、障害者支援施設等が訪問サービスを実施する場合は、これらに加えて訪問サービスを実施する場合の費用（④と同じ）に対して追加の助成が可能

- ④ ①から③以外の通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、障害者支援施設等が訪問サービスを実施する場合
- ・訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当
- ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金等

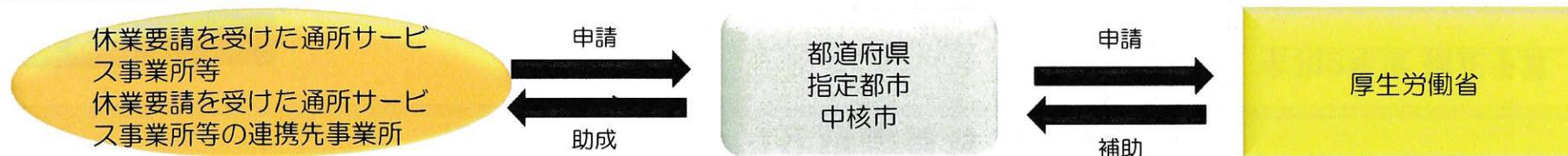
2 上記「1」の①、②及び自主的に休業した障害福祉サービス事業所等との連携（※）に係るかかり増し経費支援

（※）利用者を受け入れた連携先事業所等

- ・追加で必要な人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等
- ・利用者引き継ぎ等の際に生じる、障害福祉サービス等報酬では評価されない費用等

3 都道府県等の事務費

事業スキーム等



※補助率：国 2 / 3、都道府県・指定都市・中核市 1 / 3

医療・福祉事業に対する無利子・無担保等の危機対応融資の拡充

令和2年度 補正予算: 1,250億円(財政融資資金)

41億円(政府出資金)

事業内容

新型コロナウイルス感染症により休業や事業を縮小した医療・福祉事業者の資金繰りについて、(独)福祉医療機構による無利子・無担保等の優遇融資を実施する。

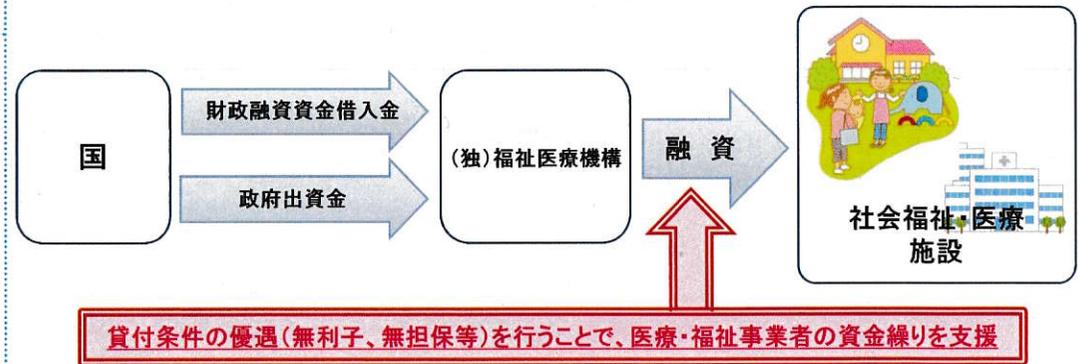
実施主体

独立行政法人 福祉医療機構

拡充内容

- 無利子・無担保等の優遇融資を実施するため、貸付原資を1,250億円積み増す(2,594億円⇒3,844億円)とともに、(独)福祉医療機構に対して41億円の政府出資を行い、財政基盤を強化する。
- 既往の貸付金に係る返済猶予期間について、最長3年6か月を限度として延長を行う。
- 繰上償還に伴う弁済補償金を免除することにより、事業者の将来負担の軽減を図る。

施策のスキーム



優遇融資

福祉貸付		
	優遇融資	(参考)通常融資
融資率	100%	70~80%
限度額	なし(無担保6,000万円)	なし
貸付利率	当初5年間 3,000万円まで:無利子 3,000万円超の部分は0.200% ≪6年目以降≫0.200%	0.801%
償還期間	15年以内	1年以上3年以内
据置期間	5年以内	6ヶ月以内

医療貸付		
	優遇融資	(参考)通常融資
融資率	100%	70~80%
限度額	病院7.2億円、老健・介護医療院1億円、 それ以外の施設4千万円(無担保3億円)	老健1千万円、 診療所300万円
貸付利率	当初5年間 1億円まで:無利子 1億円超の部分は0.200% ≪6年目以降≫0.200%	0.801%
償還期間	15年以内	1年以上3年以内
据置期間	5年以内	6ヶ月以内

特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスへの支援等事業

令和2年度補正予算:123億円

概要

(1) 学校の臨時休業により追加的に生じた利用者負担の補助に係る経費

都道府県等の判断により特別支援学校等が臨時休業を実施した場合には、放課後等デイサービスの利用の増が見込まれることから、**追加的に生じた以下の①～④のサービス提供に係る利用者負担を免除**するため、1/2を国庫より補助する。

- ①学校休業に伴い新たに支給決定を受けた児童のサービス利用に係る報酬に係る利用者負担
- ②学校休業前から支給決定を受けていた児童について、学校休業によりサービス利用の増が生じ増加した報酬に係る利用者負担
- ③学校休業前から利用していたサービスについて報酬単価が平日単価から休業日単価に切り替わることにより増加した報酬に係る利用者負担
- ④事業所が長時間の開業を行い、早朝開所による延長支援加算を算定したことにより増加した報酬に係る利用者負担

(2) 代替サービスの提供に係る利用者負担の補助に係る経費

都道府県等の判断により特別支援学校等が臨時休業を実施した場合に、放課後等デイサービス事業所が**電話等の方法により児童の健康管理等を行った場合に算定される報酬に係る利用者負担を免除**するため、1/2を国庫より補助する。

(3) 居宅レスパイトの提供に係る経費

都道府県等の判断により特別支援学校等が臨時休業を実施した場合であって、放課後等デイサービス事業所の休業等により保護者と障害児が長時間居宅で過ごす必要が生じた世帯に対し、**休業中の放課後等デイサービス職員等が居宅を訪問して保護者のレスパイトを行う事業**に対して、1/2を国庫より補助する。

(4) 感染防止のための福祉タクシー券配布に係る経費

医療的ケア児等の特に感染症に罹患するおそれが強い児童の送迎のため、**放課後等デイサービス等の障害児通所支援事業所が福祉タクシーを利用する場合に、タクシー券を配布する事業**に対して、1/2を国庫より補助する。

(5) 学校の臨時休業に伴う給付費の増に係る障害児入所給付費等国庫負担金

公費負担の増のために追加的に必要となる障害児入所給付費等国庫負担金について計上。

実施主体・補助率

実施主体：都道府県（指定都市・中核市を含む市町村は間接補助）

補助率：(1)(2) 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
(3)(4) 国1/2、都道府県1/2 国1/2、市町村1/2
(5) 国負担分のみ

遠隔手話サービス等を利用した聴覚障害者の意思疎通支援体制の強化

令和2年度補正予算:6億円

概要

- 新型コロナウイルスの発生により、聴覚障害者が行政機関や学校、保健所への相談や病院への受診等に際して、手話通訳者等の同行が困難な状況がある（※）が、各自治体ともこれらの機関における聴覚障害者等に対する意思疎通支援の体制が不十分である。
 - （※）手話通訳者の感染が懸念されることや、感染予防のためのマスクの着用等により、口話が困難になってしまうため。
- そこで、都道府県に対して、新型コロナウイルスや災害時にも活用できるよう、遠隔手話サービス（※）を実施するための導入経費を支援することにより感染予防を進め、地域において聴覚障害者等が安心して相談等できる体制の整備を図る。
 - （※）タブレットやスマホを通じて、遠隔手話を行うことができるサービス（聴覚障害者情報提供施設や民間企業が提供）

事業内容等

【実施主体】 都道府県

【補助率】 定額（10／10）

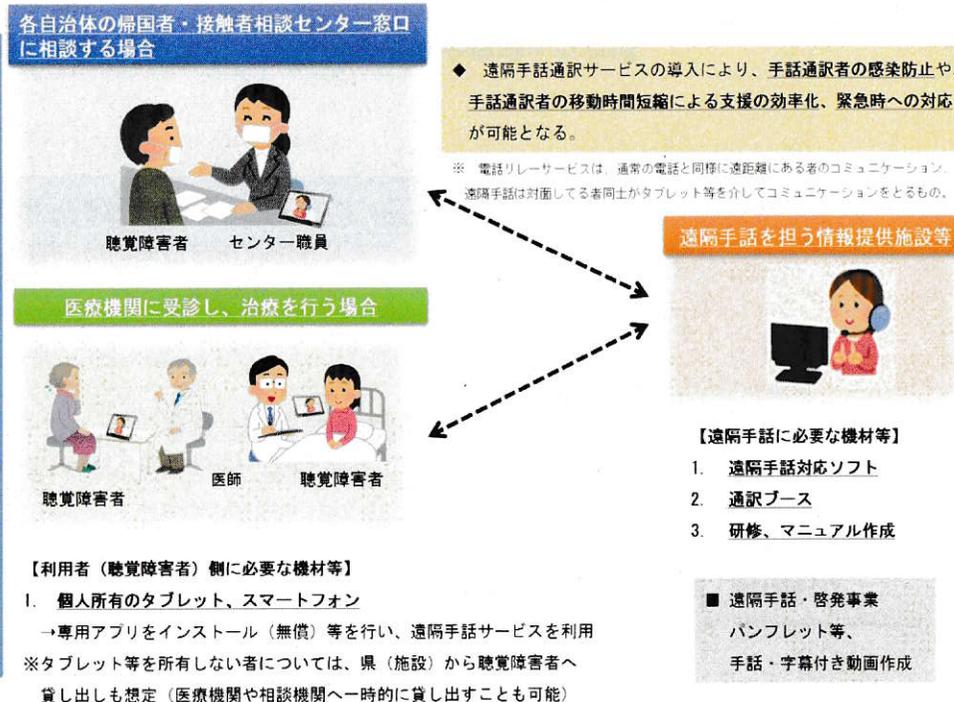
【補助内容】

遠隔手話サービスの初度経費、広報経費等

◇ 遠隔手話に必要な通信環境整備に関する経費
サーバー構築費用、
オペレーター向けマニュアル作成・研修実施
専用ブース設置費のための経費 等

◇ 遠隔手話広報・啓発に要する経費
聴覚障害者向けパンフレット
動画作成のための経費 等

< 事業実施イメージ >



在宅障害者等に対する安否確認等支援事業

令和2年度補正予算：20億円

事業概要

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、在宅生活を強いられている障害者等について、相談支援専門員等の専門職による安否確認等を行うことが求められる。また、都道府県等が実施する相談支援事業者等の研修を中止・延期した場合の代替措置等を講じる必要がある。
- このため、当事業において、
 1. 在宅障害者等の自宅訪問等による安否確認、緊急的な相談受付及び情報提供等
 2. 小規模での研修の開催等を行うために追加的に必要となる経費、研修内容の映像化に係る費用について財政支援を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び在宅障害者等の安心の確保を図る。

事業内容等

1. 在宅障害者等に対する安否確認等支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、在宅生活を強いられている障害者等について、相談支援専門員等の専門職による個別訪問等により現状把握を実施し、緊急的な相談の受け付け及び情報提供等を行う。

- 実施主体：
(直接補助) 都道府県、指定都市及び中核市
※ 都道府県相談支援専門員協会等への委託可
(間接補助) 市区町村
※ 基幹相談支援センター、相談支援事業所等への委託可
- 対象経費の例：
障害児者の自宅訪問のための賃金等、レンタカー、ガソリン、損害賠償責任保険
感染防止の物品 等
- 補助率： 1 / 2

2. 障害児者養成研修等の受講機会拡充への支援

都道府県等が実施する研修について、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、開催規模を小規模化した上で市町村や障害保健福祉圏域等を単位として分散開催する場合の経費等について補助する。

また、講義（演習と併せて行われる講義を除く。）を映像化し、配布等する経費について補助する。

- 実施主体：
(直接補助) 都道府県、指定都市及び中核市
(間接補助) 市区町村、指定を受けた研修実施事業者
- 対象経費の例：
研修の分割開催に伴い通常要する額を超えて要する経費
研修内容の映像化に係る経費 等
- 対象となる研修事業
相談支援従事者等研修事業、サービス管理責任者研修事業、障害者虐待対策支援事業、障害支援区分認定調査員等研修事業、居宅介護従事者等養成研修事業、強度行動障害支援者養成研修事業、医療的ケア児等総合支援事業
- 補助率： 1 / 2

就労系障害福祉サービス等の機能強化事業

令和2年度補正予算：9億円

(事業内容)

○ 障害者の就労を維持・確保するため、以下の事業を実施し、就労系障害福祉サービス等の機能強化を図る。

①共同受注窓口の活性化

⇒ 共同受注窓口の活性化の補助事業を実施する（「受注拡大に向けた営業活動」の実施に係る経費への助成も可能にする）。

②生産活動の拡大等の支援強化

⇒ 生産活動が著しく滞っている事業所に対し、他の生産活動への新規参入や転換などをきめ細やかに支援するため、就労継続支援事業所に対する経営力育成支援、品質向上支援、事業所職員の人材育成支援、販路開拓支援を実施する。

③就労支援等障害福祉人材マッチング支援事業の実施

⇒ 就労系障害福祉サービスをはじめとする障害福祉サービス事業所の人材確保対策として、一般企業を退職した者や新たに職を探す必要が出てきた者などを念頭に、生産活動や就労支援等の現場で活躍できる能力・意欲を持つ者と就労系障害福祉サービス事業所等とを繋げる取組を実施する。

④障害者就業・生活支援センター（生活支援）の強化

⇒ 活動自粛や休業等の影響により、職業生活のリズムが崩れる恐れのある障害者（新規学卒含む）に対する生活支援を強化するため、障害者就業・生活支援センターの体制強化を図る。

- ◎就労継続支援事業所における生産活動を強力に後押し
- ◎就労支援人材の確保
- ◎生活支援を通じた障害者雇用の維持

<実施主体、補助率>実施主体：都道府県、補助率：1／2

障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業

令和2年度補正予算:5億円

(事業内容)

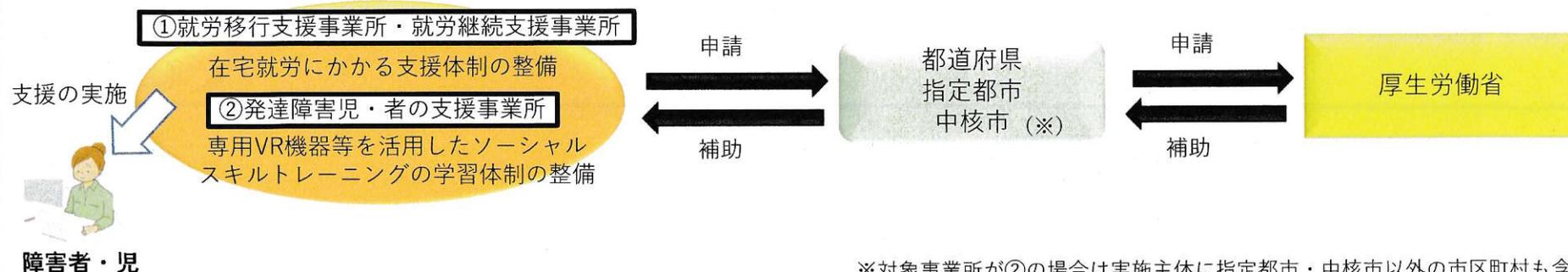
- 就労系障害福祉サービスにおけるテレワーク支援については、感染症拡大防止の観点から、在宅就労を推進するために、就労系障害福祉サービス事業所におけるテレワークのシステム導入経費等を補助することに加え、「導入に向けた個別コンサルティング」や「在宅での作業受注に係る営業活動」に係る経費への補助なども追加するとともに、発達障害児・者の支援としても、専用VR機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングの学習を推進するなど、多様な支援が可能となるようなパッケージ支援として実施する。

対象事業所	①就労移行支援事業所、就労継続支援事業所	②発達障害児・者の支援事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス、就労移行支援、就労継続支援事業所）
対象経費	以下の在宅就労の実施に必要なものに限る。 ◎タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア ◎ソフトウェア ◎クラウドサービス ◎保守・サポート費 ◎導入設定、導入研修 ◎セキュリティー対策 ◎導入に向けた個別コンサルティング ◎在宅での作業受注に係る営業活動費 など	以下の専用VR機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングの学習の実施に必要なものに限る。 ◎ソーシャルスキルトレーニングの学習用のVR機器 ◎ソフトウェア ◎保守・サポート費 など

<実施主体、補助率>

実施主体：都道府県・指定都市・中核市（※）

補助率：1/2



※対象事業所が②の場合は実施主体に指定都市・中核市以外の市区町村も含む。

障害福祉分野のICT導入モデル事業

1. 事業目的

令和2年度補正予算:4億円

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、また障害福祉分野におけるICT活用による生産性向上の取組を促進するため、障害福祉サービス事業所等におけるICT導入に係るモデル事業を実施し、安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進する。

2. 事業内容

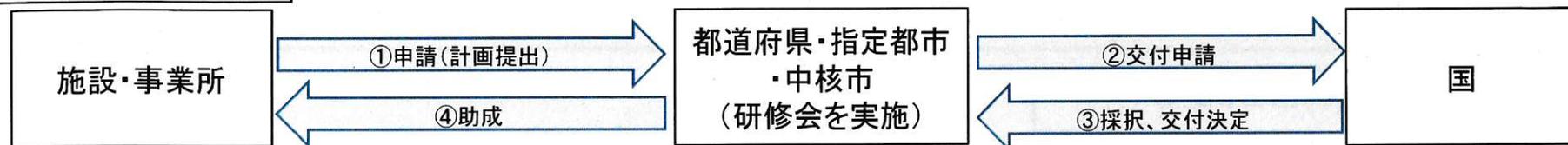
- ICT機器の活用による濃厚接触の予防など新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、あわせて生産性向上の取組を促進するため、障害福祉サービス事業所等におけるICT導入に係る経費を助成する。
- モデル事業所においては、ICT導入による感染拡大防止や生産性向上の取組を実践し、その効果を測定・検証のうえ国に報告する。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【実施対象】 障害福祉サービス等の指定を受けている施設・事業所

【補助率】 国2/3 都道府県・市1/3

3. 事業スキーム



障害福祉分野におけるロボット等導入支援

令和2年度補正予算:1億円

- 障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により、感染症の感染拡大防止や介護業務の負担軽減等を図り、労働環境の改善、生産性の向上等を通じて安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進する。

事業内容

- 障害者支援施設等が感染症拡大の防止、介護負担軽減、労働環境の改善、生産性の向上等を図るためにロボット等を導入するための費用について財政支援を実施する。
(補助の上限は1機器当たり30万円、補助率10/10)

事業要件

【実施主体】

- 都道府県、指定都市、中核市

【導入施設・事業所】

- 障害福祉サービス等の指定を受けている施設・事業所

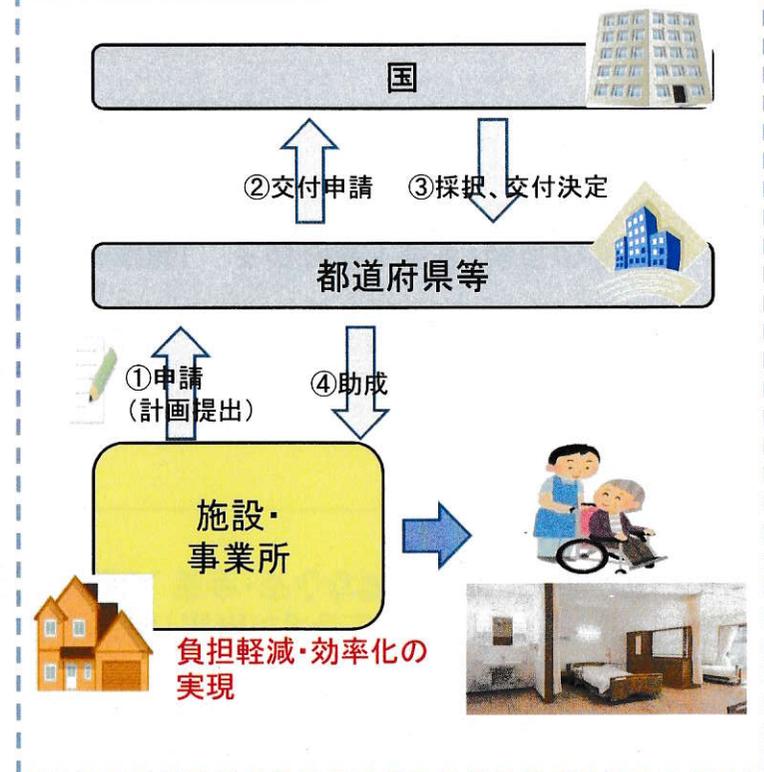
【申請要件】

- 介護業務の負担軽減等のためのロボット導入計画の作成
(計画の記載内容)
→ 達成目標、導入機種、期待される効果等とし、実際の活用事例を示すことで他の施設等が参考にできるような内容であること。

【補助対象】

- 日常生活支援における見守りで利用するロボット等が対象。
※ 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

事業スキーム



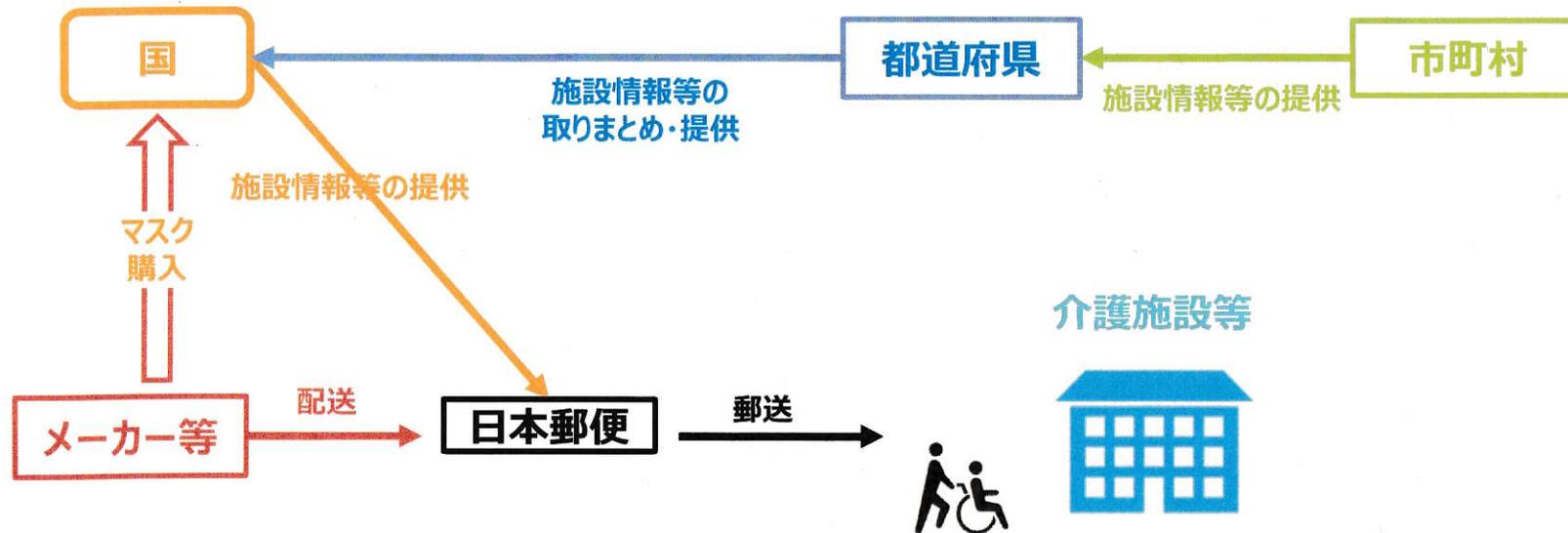
① 施策の目的

国において布製マスクを購入し、介護施設等に配布することで、介護施設等での感染拡大防止を図る。

② 施策の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、国がマスクを購入するとともに、介護施設等（介護施設、障害者施設、保育所、放課後児童クラブ、妊婦等）に対してマスクを配布。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



第二次補正予算における対応

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害福祉サービス等分）

令和2年度第二次補正予算：1,508億円

- 障害福祉サービス等は、障害児者やその家族等を支える上で必要不可欠であることから、感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービス等を提供する体制を構築するための支援を実施する。
- 新型コロナウイルス感染症が発生した施設・事業所においてサービス継続のために業務に従事した職員等に対して慰労金を支給する。

障害福祉サービス施設・事業所等

サービス再開支援

- 相談支援事業所や基幹相談支援センター等の相談支援専門員や障害福祉サービス事業所等が、サービスの利用を控えている方への利用再開支援のため、アセスメントやニーズ調査・調整を実施。

感染症対策の徹底支援

- 障害福祉サービス施設・事業所等における感染症対策の徹底のため、
 - ・感染症対策のための各種物品の購入
 - ・外部専門家等による研修の実施
 - ・感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に活用可能な多機能型簡易居室の設置等、必要となるかかり増し費用を助成。

職員への慰労金支給

- 新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し利用者とは接する職員に対し慰労金（20万円）を支給。
- 上記以外の施設・事業所に勤務し利用者とは接する職員に対し慰労金（5万円）を支給。

交付

都道府県

- 都道府県における、今後に備えた消毒液・マスク等、必要な物資の備蓄を支援。
- 緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保
- 感染対策相談窓口の設置

交付(10/10)

国

障害福祉に係る慰労金の支給対象について

【慰労金の基本的考え方】

- 今回の慰労金は、感染リスクと厳しい環境の下で、相当程度心身に負担がかかる中、患者の生命、健康を守るために必要不可欠な医療サービスを提供していることに対して、その心身を慰労するもの。
- 趣旨に照らして、
 - ① 感染すると重症化リスクが高い患者や利用者との接触を伴い、
 - ② 継続して提供が必要なサービスであること、
 - ③ これまでのクラスターの発生状況の3点を総合的に勘案し、医療機関や介護・障害福祉サービス事業所等において患者・利用者と接する一定の職員としている。

障害福祉に係る支給対象

上記基本的考え方を踏まえ、以下のものを対象とする。

- ① 障害者総合支援法又は児童福祉法に基づき、指定を受けて障害福祉サービスを提供する施設・事業所
 - ② 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業のうち、指定障害福祉サービスと同様に上記要件に合致するもの(※)を自治体の要請に基づき継続していた事業所
- (※)
- ・訪問系サービス : 移動支援事業、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業、訪問入浴サービス
 - ・通所系サービス : 地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム
 - ・相談系サービス : 障害者相談支援事業、基幹相談支援センター
 - ・入所系サービス : 福祉ホーム

概要

- 人工呼吸器を利用する上で必要なアルコール綿等の衛生用品等については、新型コロナウイルス感染症の感染防止にも活用できることから、需給が逼迫する中で、人工呼吸器等を利用する在宅の医療的ケア児者（以下「医療的ケア児者」という。）が入手しづらくなっている。
- そこで、国においてアルコール綿等を一括して買い上げ、医療的ケア児者が優先的に確保できるようなスキームを構築し、必要な衛生用品等を配送する。
- 実施主体：国

事業スキーム（イメージ）

- ① 医療的ケア児者からアルコール綿等の必要数を把握する。
- ② 厚生労働省において必要数を集計し、メーカーから一括で購入する。
- ③ 購入したアルコール綿等を医療的ケア児者に配送する。

① 目的

障害福祉サービスは、障害者やその家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、新型コロナウイルス蔓延下等であっても、適切な感染防止対策を行った上でのサービス継続が求められることから、障害福祉サービスの現場における感染症対応力を底上げしつつ、継続的なサービス提供が可能となるよう、事業者や障害福祉サービス従事者への各種支援を行う。

② 事業内容

- (1) 障害福祉施設及び事業所における感染症対策力向上事業
- (2) 障害福祉サービスの類型に応じた業務継続計画(BCP)作成支援事業
- (3) 新型コロナウイルス感染症に対応する障害福祉施設等の職員のためのサポートガイドの作成・こころの相談事業

③ 事業イメージ

(1) 感染対策のマニュアルの提供と専門家による実地指導等

- 感染対策に関するマニュアルの作成
 - ・学識者、現場の意見、既存資料も活用して作成
- 研修、実地指導の実施
 - ・マニュアルに基づいた研修プログラムを作成し研修を実施
 - ・感染症専門家が施設・事業所に赴き実地での指導を実施

(2) 事業継続計画(BCP)の策定支援

- ガイドラインの作成
 - ・有識者によるサービス類型(入所系、訪問系、通所系、障害児)に応じたガイドラインの作成
- 指導者養成研修会の開催
 - ・事業所におけるBCP策定促進につなげるよう研修プログラムを作成し指導者養成研修会を開催

(3) メンタルヘルス支援

- セルフケアのためのサポートガイド作成
 - ・メンタルヘルス改善に積極的に取組事業所等の好事例を盛り込んだサポートガイドを作成し周知・広報
- 専門家による相談支援
 - ・職員の尊厳を重視し、事業所等に対応できない事例への専門家による相談窓口を設置
 - ・医療機関等との連携体制を整備

特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの代替的支援事業

令和2年度第2次補正予算:11億円

概要

- 放課後等デイサービス事業所が電話や訪問等により児童の健康管理や相談支援等（以下「代替的支援」という。）を行うことは、家庭の孤立化防止や支援が必要な状況になった際の適切な介入のきっかけとして重要である。
- そのため、都道府県等の判断により特別支援学校等が臨時休業を実施しており、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が放課後等デイサービスに通所できない場合に、放課後等デイサービス事業所が行う代替的支援に係る利用者負担を免除し、支援の継続を図る。

実施主体・補助率

実施主体：都道府県（指定都市・中核市を含む市町村は間接補助）

補助率：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

就労系障害福祉サービス等の機能強化事業

令和2年度2次補正予算:20億円

(事業内容)

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている障害者の就労を維持・確保するため、以下の事業を実施し、就労系障害福祉サービス等の機能強化を図る。

①生産活動活性化支援事業（仮称）

就労継続支援事業所の生産活動の再起に向けて必要となる費用について支援し、生産活動の存続を下支えすることにより、引き続き、障害者の働く場及び利用者の賃金・工賃を確保。

<実施主体、補助率>

実施主体：都道府県、政令市、中核市
補助率：10/10

②障害者就業・生活支援センター事業機能強化事業（生活支援部分）

活動自粛や休業等の影響により在宅生活が長くなった障害者に対する在宅生活から職場復帰に向けた橋渡し支援と、離職した障害者等の再就職に向けた生活支援をきめ細かに実施するため、障害者就業・生活支援センターの支援体制等を強化。

<実施主体、補助率>

実施主体：都道府県 補助率：1/2

※ 上記のほか、令和2年度当初予算(既定経費)を活用し、受注が減っている就労継続支援事業所への受注量の確保に向け、都道府県域を越えた広範な地域から作業等の確保を支援する「③共同受注窓口を通じた全国的受発注支援体制構築事業」を実施

- ◎ 生産活動の再起に向けて必要となる費用などを支援するとともに、全国からの受発注を確保・支援することを通じ、就労継続支援事業所における生産活動の活性化を強力に後押し
- ◎ 障害者就業・生活支援センターの生活支援を通じた障害者雇用の維持・促進

医療・福祉事業に対する無利子・無担保等の危機対応融資の拡充

令和2年度 第二次補正予算:1兆3,200億円(財政融資資金)/328億円(政府出資金)/2.2億円(運営費交付金)

実施主体

事業内容

独立行政法人 福祉医療機構

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、(独)福祉医療機構による無利子・無担保等の優遇融資を行うために必要な財政融資資金を積み増すとともに、無利子・無担保枠の拡充などの支援策を強化する。

拡充内容

- 医療機関等における融資の利用が進んでいるため、**貸付原資を1兆3,200億円積み増す(3,844億円⇒1兆7,044億円)**とともに、(独)福祉医療機構に対して**328億円の政府出資(41億円⇒369億円)**を行い、財政基盤を強化する。あわせて、審査体制の拡充を行う。
- 無利子・無担保での融資枠を拡大するとともに、医療貸付における貸付限度額の引き上げを行う。

優遇融資

赤字部分について拡充

福祉貸付	優遇融資	(参考)通常融資	医療貸付	優遇融資	(参考)通常融資
融資率	100%	70~80%	融資率	100%	70~80%
限度額	なし	なし	限度額	病院7.2億円、老健・介護医療院1億円、それ以外の施設4千万円又は「当該医療機関等の前年同月からの減収の12か月分」の高い方	老健1千万円、診療所300万円
無担保	6,000万円 新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設(地域密着型を除く)1億円	—	無担保	①コロナ対応を行う医療機関:「病院3億円、診療所4,000万円」又は「当該医療機関の前年同月からの減収の6か月分」の高い方 ②政策医療を担う医療機関:「病院3億円、診療所4,000万円」又は「当該医療機関の前年同月からの減収の3か月分」の高い方 ③①・②以外の施設:病院3億円、老健・介護医療院1億円、それ以外の施設4,000万円	—
貸付利率	当初5年間 6,000万円まで:無利子 6,000万円超の部分は0.200% ≪6年目以降≫0.200% 新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設(地域密着型を除く) 当初5年間 1億円まで:無利子 1億円超の部分は0.200% ≪6年目以降≫0.200%	0.801%	貸付利率	当初5年間 ①~③まで:無利子/①~③超の部分は0.200% ①コロナ対応を行う医療機関:「病院1億円、診療所4,000万円」又は「当該医療機関の前年同月からの減収の2か月分」の高い方 ②政策医療を担う医療機関:「病院1億円、診療所4,000万円」又は「当該医療機関の前年同月からの減収の1か月分」の高い方 ③①・②以外の施設:病院1億円、老健・介護医療院1億円、それ以外の施設4,000万円 ≪6年目以降≫0.200%	0.801%
償還期間	15年以内	1年以上3年以内	償還期間	15年以内	1年以上3年以内
据置期間	5年以内	6ヶ月以内	据置期間	5年以内	6ヶ月以内 27

